

## 鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和7年2月27日（木曜日）		
開会	午前9時57分	閉会	午後2時30分
場所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 石田憲太郎 副委員長 中山 明保 委員 柳 大地 水口 誠 金田 靖典 西村紳一郎 長坂 則翁 砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	参事兼調査係長 遠藤 全 議事係主任 橋本 圭司		
出席説明員	<b>【教育委員会】</b> 教育長 河井登志夫 教育委員会事務局副教育長 徳高雄一郎 次長兼教育総務課長 山下 宣之 教育総務課課長補佐 小清水晃子 教育総務課学校施設係長 石原 裕也 教育総務課校区審議室主査 松本 晃 次長兼学校教育課長 淺見 康陽 学校教育課参事 米澤 武昌 学校教育課課長補佐 古網 有紀 学校教育課放課後児童支援係長 若宮 健一 総合教育センター所長 中村 札子 総合教育センター所長補佐 蜂谷 知哉 学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 木村 裕司 学校保健給食課学校給食係長 田中 崇仁 文化財課長 佐々木孝文 文化財課課長補佐 加川 崇 生涯学習・スポーツ課長 須崎ひとみ 生涯学習・スポーツ課課長補佐 平田 政志 生涯学習・スポーツ課施設係長 西垣 宏史 <small>生涯学習・スポーツ課士査兼生涯学習係長</small> 山根 初美 中央図書館長 長本 次郎 中央図書館副館長 中島 泉		
傍聴者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

### 【教育委員会】

◆石田憲太郎委員長 全員おそろいのようでありますので多少時間は早いですけども、ただいまより文教経済委員会を開会いたします。本日の日程はお手元に配布のとおり教育委員会の審査

を行います。昨日と同様に先議分の議案は説明を受けた後、質疑、討論、採決まで行います。それ以外の議案、令和7年度当初予算は説明のみとなります。また、陳情を1件審査いたしましたので、こちらについてもよろしくお願ひをいたします。なお、日程に記載はありませんが、昨日、持ち越しといたしました視察について、最後に協議いたしますのでよろしくお願ひをいたします。それでは教育委員会の審査に入ります。初めに河井教育長に御挨拶をいただきます。

河井教育長。

○河井登志夫教育長 改めましておはようございます。教育長の河井登志夫でございます。本日、文教経済委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。本日の好天気のようにさわやかに、そして簡潔に御説明並びにお答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。それでは本日の委員会に付託されております案件について概要の御説明を申し上げます。着座にて御説明させていただきます。

まず、先議分といたしまして議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）の教育委員会所管の補正でございますが、総額が1億6,581万円の減額となっております。

◆石田憲太郎委員長 ちょっと待ってください。御挨拶はこれで、終了でいいですかね。もう入られます。

○河井登志夫教育長 すみません。申し訳ございません。着座にて。じゃあ、続きます。先ほど補正額1億6,581万円の減額でございます。また、指定管理者に委託する鳥取市佐治町コミュニティセンターの管理運営費の債務負担行為の変更を御提案させていただくものでございます。次に議案の説明でございます。議案第49号は鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正について、そして議案第58号は鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

また、報告事項といたしまして5件でございます。最初に、鳥取市市政改革プラン実施計画について教育委員会該当分でございます。2点目といたしまして、鳥取市人権教育基本方針及び一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン（第2次改訂）について、3点目といたしまして、校則の見直しに関するガイドラインについて、4点目といたしまして、国指定史跡鳥取城跡中ノ御門完成記念開門式について、5点目といたしまして、さじコスモスの館の運営・管理についてなどでございます。その後、予算審査特別委員会文教経済委員会分科会におきまして、議案第11号令和6年度鳥取市一般会計予算について御説明をさせていただきます。詳しくは各担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

◆石田憲太郎委員長 挨拶を遮って申し訳ございませんでした。それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いを申し上げます。

議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）について（説明・質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それではまず、先議分の議案審査を行います。議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題といたします。執行部より説明をお願い

します。山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。それでは議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）教育委員会の所管に属する部分につきまして、お配りをしております資料1の文教経済委員会補正予算説明資料で御説明をさせていただきます。なお、歳入予算につきましては、歳出予算を説明する中で必要に応じて説明をさせていただきます。今回の2月補正につきましては事業実績見込額の確定による増減が中心となっております。単純な増減のものにつきましては説明を省略させていただくこととし、特別な理由があるものや別途新たな増額補正が必要になった項目を中心に御説明をさせていただきます。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課、浅見です。それでは予算書は97ページ、資料は6ページを御覧ください。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、1番の放課後児童対策事業費でございます。補正額は646万8,000円、財源内訳は国県支出が425万6,000円、その他財源、これはふるさと納税基金繰入金ですけれども、これが2,010万円の増、一般財源は1,788万8,000円の減となっております。

補正の理由は主に2点です。1点目は令和6年度の子ども・子育て支援交付金要綱の改定に伴い、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置したクラブにおける運営委託料が増額となるもので638万7,000円を計上しております。2点目は令和5年度に国及び県から概算交付されている放課後児童クラブ関連の補助金のうち、子ども・子育て支援交付金に係る返還金については12月の定例会で補正予算の議決をいただいたところですが、その他の補助金について事業実績との差額を返還するもので5万3,000円を計上しております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。資料8ページを御覧ください。一番上になります。小学校費、学校管理費、学校維持補修費（小学校・通常）です。予算書は139ページになります。補正額は1,705万7,000円、財源は起債が850万円、その他公共施設等整備基金繰入金237万4,000円を充当しております。これは国府東小学校の空調更新に係る費用が1,136万1,000円、その他、美保小学校図書館の空調修繕、湖山小学校給水管修繕等に要する経費でございます。国府東小学校は平成14年建設当時の灯油タンク式のエアコンが昨年末に不調となりまして、修繕が難しくなったということで機器更新をしたほうがよいという判断に至りました。予算成立後は繰越しをしますが、速やかに事業に着手をいたします。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課、浅見です。予算書は139ページ、同じく8ページになります。教育費、小学校費、教育振興費3の教科指導費でございます。補正額は304万6,000円で財源は全額一般財源となります。これは経年劣化等により音飛びなどが発生し、使用困難となった音楽の授業で使用する指導用のCDの購入に係る経費となっております。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。続きまして5番の特別教室等整備費（小

学校)でございます。補正額は518万円、財源は全て公共施設等整備基金繰入金を充当します。新年度に特別支援学級の増設に伴う環境整備に要する経費でございます。美保南小学校、倉田小学校の教室改修、湖山西小学校のトイレ改修を行います。美保南小学校はコンピューター室を改修し、特別支援教室を2部屋に、倉田小学校は照明の改修、湖山西小学校はエアコンの電源工事の改修と多目的トイレの仕様へ改修を行います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 続いて同じく小学校費、教育振興費の7、小学校少人数学級実施事業費です。予算書は139ページ、資料は同じく8ページとなります。補正額が400万円で全額一般財源となります。これは令和6年度において鳥取県では小学校3年生から5年生を30人学級、6年生を35人学級としており、この実施のための加配職員を確保するため、県へ協力金として教員1人当たり200万円を負担しておりますが、当初の見込み、当初は38学級を見込んでおりましたが、学級が増加しました。40学級になったため、2名分の負担金の400万円が必要となったものです。以上です。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。それでは9ページを御覧ください。4番の中学校費の教育振興費の特別教室等整備費でございます。補正額は75万2,000円、財源は全て公共施設等整備基金繰入金を充当します。新年度に特別支援学級の増設に伴う環境整備に要する経費でございます。桜ヶ丘中学校、中ノ郷中学校の教室の改修、東中学校のトイレ改修を行います。東中学校はトイレに手すりを設置します。桜ヶ丘中学校は難聴の生徒さんのためのパトライト設置、中ノ郷中学校は電気設備の修繕を行います。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 文化財課、佐々木でございます。資料10ページを御覧ください。予算書は143ページになります。5番鳥取城跡保存修理事業費でございます。補正額は1億3,126万2,000円の減です。国県の補助額が8,337万7,000円の減、起債が5,210万円の減となっております。一般財源は421万5,000円の増であります。これは国と県の補助を受けて実施している事業でありますけれども、補助要望額に対して国の査定を受けておりましたので、そのために事業費を減額したものであります。減額部分については7年度以降に順延して実施する計画としております。国への増額要望を継続しておりますので、2月補正での対応としていただいたところであります。

続きましてその4段下、文化財調査費でございます。補正額は575万8,000円の減であります。財源は国の補助が2分の1、県の補助が10分の1であります。こちらは平成29年度から着手しております因幡東照宮別当寺院の大雲院さんの資料調査に係る経費であります。本年度最終年度ということでしたけれども、こちらについては古文書・仏像・絵画・工芸作品等広い分野の重要な資料が含まれることから、県内外の専門家による調査委員会に調査をお願いしておりました。そうしたところ最終年度の今年度、美術作品の調査部会長を務めていた大庭久保智康先生が急逝されましたので、そのために調査のほうが順延しまして来年度を最終年度とすることとしました。その分、事業料が減少しましたので

今年度は減額しております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 中央図書館、長本でございます。資料のほうは同じく10ページのほうです。予算書のほうは143ページ、145ページになります。目9の市民図書館費でございます。1番目、図書館情報管理システム処理費でございます。補正額は4万円でございます。内容としましてはサピエ図書館という視覚障がい者の方の情報を提供しておりますネットワークへのサービスの利用料を負担するものでございます。

続いて2番目的一般管理費でございます。補正額はマイナス4万円ということになりますけれども、増額要求は1つあります。防犯カメラの不具合というものであるとか、それからふれあい号という移動図書館車の扉の修繕、それからスタッズレスタイヤの冬タイヤの交換ということで約74万円の増額がございました。それに対しまして印刷製本費のマイナス、それから委託費ということで運送代の入札残ということでマイナス78万円ということで差引き4万円の減ということになりました。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課、須崎でございます。説明資料11ページになります。11ページの一番上、1番の集会所管理費でございます。補正額は108万8,000円、財源内訳としましては国の交付金が124万8,000円、一般財源が16万円の減額となります。これは人事院勧告によりまして市の会計年度任用職員の報酬改定が令和6年4月1日に遡って実施されることに伴いまして、各地区公民館やコミュニティセンターの職員の報酬改定が実施されたことから、指定管理者制度を用いて管理・運営をしていただいております佐治町のコミュニティセンターの人事費につきましても同様に増額を行うものでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。学校保健給食課、山根です。同じく資料11ページ、下から4つ目になりますが、5項、保健体育費、目3、学校給食費、2つ目の学校給食運営事業費でございます。補正額2,371万2,000円の減額となります。財源内訳としまして国から686万5,000円、その他としまして2,067万5,000円の減額、残りは一般財源となります。この内容としましては、小中義務教育学校へ給食の提供を予定しておりました日数、小学校195日から190日、中学校200日から195日とそれぞれ学校行事等の変更によりまして、共に年間5日程度減りました。このことから予定しておりました食材にかかる賄い材料代を減額するものでございます。賄い材料代としましては2,283万円の減ということでございますが、また、これに加えまして、財源としまして先ほど申し上げた国の分ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を686万5,000円、また、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金を185万7,000円、こちらのほう充当させていただき、財源更正を行ったものでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課、山下です。続きまして13ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。学校維持補修費（小学校・通常）でございます。先ほど御説明をさせていただきました国府東小学校のエアコン更新の適正工期を確保するために1,136万1,000円の繰越しをいたします。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 続きまして下段、社会教育費、文化財保護費、重要文化財仁風閣保存整備事業費でございます。こちらについては、1月17日臨時議会のほうで契約を承認いただきましたけれども、適正な工期を確保するために5,790万8,000円を繰越しさせていただくものであります。以上です。

◆石田憲太郎委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課、須崎でございます。一番下のさじアストロパーク運営管理費（令和5年台風第7号災害対応）でございます。令和6年度予算額が2,401万8,000円、繰越明許額が2,200万6,000円でございます。財源内訳は地方債、災害復旧事業債が2,200万円、残りは一般財源となります。これは令和5年度の台風第7号の影響によりまして、さじアストロパークの敷地法面が2か所崩落をいたしました。それに伴いまして、令和5年度には応急復旧工事と測量設計を行い、令和6年度には本復旧工事に入り崩落した2か所のうち1か所は既に工事のほうは完了しておりますが、あと、1か所につきまして工事材料の調達に不測の日数を要したため、3月末までに工事が完了しないことから繰越明許費として上げさせていただいているものでございます。今後、3月下旬頃には納品される予定となっておりますので、完成は令和7年7月頃を見込んでいるところでございます

続きまして債務負担行為の御説明をさせていただきます。資料のほうが変わりまして令和6年度2月補正予算案所属別事業一覧（一般会計・特別会計）という資料がコピーをされているものがあると思うんですけれども、全体の課のこの2月補正が載っている事業別一覧になります。こちらになります。はい。ちょっと分厚いものになりますけれども、はい。これの61ページになります。はい。61ページの指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市佐治町コミュニティセンターの管理運営費でございます。限度額は374万4,000円、期間は令和8年度から10年度、財源は一般財源でございます。佐治町コミュニティセンターにつきましては、民間事業者等の創意工夫に基づいた運営における質的向上と効率化を図るため、指定管理者制度を導入しているところでございます。現指定管理者は特定非営利活動法人さじ未来で指定管理期間は、令和6年度から令和10年度となっております。先ほど補正予算の中でも御説明のほうさせていただきましたけれども、人事院勧告により令和6年度の市の会計年度任用職員の報酬が改定されたことから、佐治町コミュニティセンターにおきましても人件費を再算定し、債務負担行為を上げさせていただくものでございます。

指定管理料の五年間分につきましては624万円の増額となります。債務負担行為につきましては令和8年度から10年度の3年間分ということで、374万4,000円の増額となります。これは、令和6年度分は2月補正予算対応であること、それから令和7年度分は当初予算対応としているためでございます。今後の取組でございますけれども、今議会で令和6年度の補正予算、令和7年度の当初予算、そしてこの債務負担行為のほう議決をいただきましたら、3月末

には変更基本協定書、そして変更年度協定書の締結を行い、支払いを行う予定でございます。  
以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御説明をいただきました。それでは本案に対する質疑を行います。  
質疑のある方は挙手願います。金田委員。

◆長坂則翁委員 おはようございます。よろしくお願ひします。今日いただいた資料の中の8ページの一般管理事務費（小学校）というの、で普通教室、特別支援教室の増設に伴うということで703万5,000円、それとその次のページ、9ページの一般管理事務費（中学校）817万8,000円、これも同じく普通教室、特別支援教室なんですけども、先ほど小学校のところはね、小学校の美保南、湖山があったんですけども、この上段の小学校の分のこれはたしか7校だったかな、9校だか、7校だか、書いてあったんだと思うんですけど、特別支援教室の増設をされたところの小学校だけ、上は小学校、下は中学校を教えていただければと思います。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。増設を行ったのは小学校が、美保南小学校が2教室と湖山西小学校が1教室で、中学校は、増設は桜ヶ丘中学校が1教室増、中ノ郷中学校が1教室増ですね、東中学校は1教室増ですが、空き教室で対応しているというようなことであります。

それで、先ほど金田委員がおっしゃられた小学校の703万5,000円、これについては施設の改修ではなくて、主にといいますか、備品の購入が必要なところでございまして、机ですとか、ホワイトボードですとか、ロッカーですとか、椅子ですとか、そういう特別支援学級のための備品整備ということでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 すみません。じゃあ、事業一覧のところの50ページのところの一番下の欄のところに、普通教室、特別支援の増設等々に伴う9校というのは、これは実際には3校じゃあなないな、いいです、いいです。分かりました。戯言を言ってはいけませんね、失礼しました。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 普通教室の増も含む予定でございます。

◆石田憲太郎委員長 はい、そのほか。金田委員。

◆金田靖典委員 ありがとうございました。分かりました。それから、もう1つ、CDが300万、飛ぶからということなんですけども、まだ、CDがあるのかなと思ったのと、これは一気にどれくらいを対象にその音楽の関係のCDの入替えをすることになったのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長 深見次長。

○深見康陽次長兼学校教育課長 小学校の音楽科の授業においては、まだ、CDを活用して授業をしておるという状況でございます。それで、このたびこの補正で上げさせていただいたものについては、全小学校において全学年一気に購入をさせていただいたと、入替えをさせていただいたというものでございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 じゃあ、市内の小学校の全学年の対象のCDがみんな新しくなったちゅうこと

ですか。

◆石田憲太郎委員長　淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長　はい。そのとおりです。

◆金田靖典委員　分かりました。CDが懐かしいなと思ったもんですから、そもそもが。ありがとうございました。

◆石田憲太郎委員長　そのほかございませんか。長坂委員。

◆長坂則翁委員　1点だけ生涯学習・スポーツ課に確認をしておきたいんですけども、須崎課長、この説明資料11ページの集会所の管理費の関係ですよね、108万8,000円の補正が組まれておるんだけども、理由は佐治町のコミュニティセンターの指定管理料の増ということで、会計年度任用職員の人事費、報酬改定に伴ってっていう説明だったんですよね。確認したいんですけども、生涯学習課が所管しておるこの種、集会所等について、ほかはあるんですか、ないんですか、どうですか。

◆石田憲太郎委員長　須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長　生涯学習・スポーツ課、須崎でございます。生涯学習・スポーツ課が所管しておりますほかの施設では、この報酬改定に伴う増額というのはございません。今回は、佐治コミュニティセンターにつきましては他のコミュニティセンター、それから、各地区公民館等と同じ仕事もしておりますので、その関係で上げさせていただいているものでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長　長坂委員。

◆長坂則翁委員　もう1回確認しますけども、生涯学習・スポーツ課の所管のほかの施設というのはないという理解でいいんですか、どうなの、あるのはあるんですか。

◆石田憲太郎委員長　須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長　生涯学習・スポーツ課、須崎でございます。施設自体はほかにもございます。施設はございますけれども、指定管理になっているのが佐治町のコミュニティセンターだけということです。ですので、ほかのコミュニティセンターにつきましては、市の会計年度任用職員が配置をされております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長　そのほかございませんか。はい、中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。この補正に対してのことはいいんですけど、給食の問題で2,371万2,000円か、金額ということなんんですけど、給食センターですか、給食が松江なんかは来年から、これは予算のときに聞こうかなと思ったんですけど、これ給食費ですよね、それで、材料なんかが今、高騰しているという中で、その辺が、今の状況がどうなのかなっていうふうに、減額のほうになっておるんで、十分予算が足りるとかということと、給食費のこれは予算のときに聞かないといけんのかも分かりませんけど、来年度の給食費値上げちゅうのが、松江市なんかは給食費を上げないといけんというニュースを聞きましたので、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長　山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長　学校保健給食課、山根です。給食費の値上げにつきまして現時

点では値上げは考えておる状況ではございません。今後の状況変化、また、保護者からの値上げの声などが上がってきた場合、そういう場合は検討を要するのかなと考えておる状況でございます。今時点での予算の減額につきましては、賄い材料が必要でなくなった日数分のみの減額ということで、それに伴いまして、保護者から費用負担をしていただいておる材料代の分も歳入としては減になりますので、その辺り足りておるかというところでございますと、その辺り見込んでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。いろいろとやり繰り一生懸命やっていただいて、予算内でやつていただいているというふうに思いますんでよろしくお願ひします。引き続きいいですか、もう1点。引き続き別件ですけれども、文化財のほうの繰越明許5,700万円ということで別にそれについて先も言いましたけど、疑義があるわけじゃあないんですけど、我が会派のほうで、先日、視察のほうで、沖縄の首里城の改修やっているのを見に行つたんですけど、そのときにやっぱり清水建設のほうが施工されておりまして、JVだったんですけど、やっぱり改修するのにそれをもう改修の状況もちゃんと観光客ちゅうか、見れるような形になっておりまして、こういうのも仁風閣なんかもやつたらいいんじゃないかなと、業者が同じ清水建設だということもありまして、その点も、ちょっと今後も予算のことがあるんですけども、検討していただけたらなというふうに思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 仁風閣のほうについては、建物の規模の関係で常時見ていただくということはちょっと難しいんですけども、イベント等の機会をつかまえてその工事時の状況とかもできるだけ見ていただくというようなことは工夫していきたいというふうに考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 ありがとうございます。規模的なことは前もそういっておられたように思うんですけども、その点を清水建設のノウハウを使って、コスト的にもんまりかからんようなことで何かやってくれんかということを検討してみてください。以上です。

◆石田憲太郎委員長 佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 可能な範囲でどの程度のことができるかというのを、ちょっと検討はしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◆石田憲太郎委員長 そのほか委員の皆様、質疑、御意見等ございませんか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 財源更正が入っていますね、ふるさと納税の基金から繰入れ、繰り出しが、今なされているんですが、このフローですね、この財源更正の、どういう流れになっているのかということと、このタイミングでされるんですかという、ちょっとお尋ねです。

◆石田憲太郎委員長 河井教育長。

○河井登志夫教育長 教育長河井でございます。ちょっと個別具体なそれぞれの課の中で、財源更正がどのようにというのは、ちょっと細かいところは知り得ていないところが正直なところでございますけども、一般的に行財政改革総務部のほうが基本的にはこれをコントロールして

おりまして、それで、ふるさとの納税の中には、この納税の中で使用目的というところで御希望されるのもちゃんと区分けされておりますから、その中の区分けの中でその基金として充当できるものをそれぞれ、例えば教育ということであれば、子どもたちということであればこの教育委員会の事業に、当初予算から財源として充てとる部分について増があったり減があったりしとるという、調整をしとるというふうに理解をしております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 タイミングですね。この2月補正でやるっていうのは多いんですか。

◆石田憲太郎委員長 河井教育長。

○河井登志夫教育長 教育長河井でございます。最終的なふるさと納税の、この2月でもたしか総務部のほうは補正されております。そのときに合わせて例年この2月で調整をされておるということで認識をしております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほか委員の皆様ございますでしょうか。金田委員。

◆金田靖典委員 ふるさと納税のところは僕もちょっと気になつと見てみたら、子どもの活動に対して、かなりそのふるさと納税使ってるんだなというのを改めて、こういう形で出てきたものだから改めて見させてもらったら、そういうことなんだなというもので勉強させてもらいました。それで、教えてほしいのが、児童生徒支援事業費っていうのが、ごめんなさい。一覧表のほうなんんですけども、52ページの児童生徒支援事業費っていうのが実績によってここで財源更正がされとて、国県が169万円の減で、一般財源が176万円の増で最終的に7万3,000円の増。

それから同じように53ページのところの544番、部活動推進事業費のところが国県が230万増えて一般財源のほう、これは財源更正変えたっていうことだと思うんですけども、マイナス249万2,000円というような形なんんですけども、これは何か国か県かの財政の手当の基準か何かが変わったから、結局、国県が落ちて一般財源に回ったのと、国県が増えて一般財源が減ったちゅうことなんでしょうか。根拠を教えてください。お分かりいただけましたか、質問。

◆石田憲太郎委員長 中村センター所長。

○中村礼子総合教育センター所長 総合教育センター、中村です。まず、児童生徒支援事業費についてですが、この財源内訳の中の国庫支出金が169万円の減額となっております。これは国のスクールソーシャルワーカー活用事業費の補助金の部分なんですけれども、当初の要求額で予算額を立てておりましたが、決定額が来ますのが毎年この秋冬の段階で来るんですが、決定額が169万円の減額となって国のほうから来たものです。それを受けまして今回169万円の減額というふうにさせていただいております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 続いて部活動推進事業費のほうです。これにつきましては、県のほうが年度途中に有利な補助金をつくられたということで、それに切り替えて活用したということでこの減額になったということでござります。以上です。

◆金田靖典委員 分かりました。ありがとうございました。

◆石田憲太郎委員長 そのほか委員の皆様、質疑、御意見等ございますでしょうか。はい。それ

では以上で質疑を終結します。討論に入ります。討論はございませんか。討論なしと認め討論を終結します。それではこれより議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 議案第49号鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正について（説明）

◆石田憲太郎委員長 続きまして先議分以外の議案審査を行います。まず、議案第49号鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明をお願いします。浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課、浅見です。それでは令和7年2月市議会定例会付議案51ページを御覧ください。それでは議案第49号鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正について御説明をいたします。この条例は特別支援学級の教育の振興を図るため、昭和44年に設置されたものです。基金の額は120万円で固定しており、これまで特別支援教育推進事業費にその運用利子を充当してまいりましたが、近年は利子が非常に少額となっておりました。令和5年度の包括外部監査において、この条例について、条例により基金元本が少額に固定されているため、運用効果がほとんど見られず、かつ積立ても取崩しもできないという基金の有効活用の手立てがない実態があることから、条例の改廃を行うことを前提に基金の廃止や統合など、基金の在り方を検討すべきであるという御意見をいただきました。このため、現在120万円に固定されている基金を見直して、積立て及び取崩しができるように改めます。これによってこの基金を障がいのある児童生徒の学習を充実させる取組に有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行します。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。ないようあります。

#### 議案第58号鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆石田憲太郎委員長 それでは次に、議案第58号鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明をお願いします。須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課、須崎でございます。議案第58号鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。付議案の77ページ、78ページになります。市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、改正点は2点ございます。別表第2項のメインスタジアム夜間照明灯の利用料金と別表第3項のメインスタジアム大型映像装置利用料金でございます。

まず、メインスタジアムの夜間照明灯の利用料金についてでございます。こちらは鳥取市営サッカー場バードスタジアムにつきましては、令和3年度から年次的に4機ある屋外照明設備をLED化をしております。令和6年度末には4機目のLED化が完了する予定となっており

ます。現在の条例の利用料金体系では、ワット数別に料金設定をしておりますが、利用されていないワット数もあることから、現状に合わせまして全灯、それから3分の2点灯、それから3分の1点灯というふうに、区分のほうを変更をさせていただくものでございます。なお、これに伴います利用料金の変更はございません。

次にメインスタジアム大型映像装置の利用料金でございます。こちらは映像装置に付随するテレビカメラにつきまして、テレビカメラのみ利用したいとのニーズがあることから、このたびテレビカメラのみの利用料金を設定するものでございます。アマチュアスポーツでは1時間につき3,500円、アマチュアスポーツ以外では1時間につき1万500円でございます。施行期日は令和7年4月1日。経過措置としまして、改正後の条例施行の日以後、4月1日以後の利用許可に係る料金についての適用としまして、3月31日までに利用許可したものについては従来のとおりとなります。提案理由は、鳥取市営サッカー場施設の利用料金について所要な整理を行うためございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

### 陳情

#### 令和7年陳情第5号

#### 私立・国立中学校に通う生徒への通学費補助の拡充についての陳情について（質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それでは続きまして陳情審査に入りたいと思います。令和7年陳情第5号 私立国立中学校に通う生徒への通学費補助の拡充についての陳情を議題といたします。本陳情につきまして委員の皆様より御意見をお願いしたいと思います。長坂委員。

◆長坂則翁委員 最初にお尋ねしたいんだけども、そもそも遠距離通学費の補助制度っていうのは、途中で距離を短縮されましたよね、最初よりも短くなった支給制度に変更されたなんありますけれども、具体的にはいつから補助制度が始まったのか、まず、そこから聞いてみたいと思います。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食山根です。現時点での制度ですが、新制度としては平成22年4月1日より適用をされております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 22年4月1日以降されて、距離も何年後だったかな、短縮もされましたけども、それは評価できると思うんですが、それで、この陳情内容、書面を読む限りでは、私立にはない、もちろん例えばこの陳情者の、提出者の方の子どもさんだろうと思うんだけども、その方は現在、私立の中学校に通学をしていらっしゃる。したがって、その平成22年当時はその中学校っていうのは、私立の中学校はまだ設立もされていなかったということなんですけれども、今後も含めてですけれども、私立の中学校に限定しとるんですけども、小学校も国立あるんですけども、私立をその22年当時に除外をしていたその理由なり根拠はどういうことですか。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課、山根です。合併をいたしました折に、合併協議会により経過措置も設けられる中、平成20年度まではそれぞれの市町の従来の形で補助を行っておったように書物には記録が残っております。調べますと、平成20年度から計17回検討会が行われたというふうに記載ございますが、その中で鳥取市を含め合併町村のそれぞれの担当、もしくはそれぞれの状況を確認しながら現在の制度に移行していたと。

ただ、地域審議会などの意見や地域の現状を踏まえながら新制度に移行したというふうに記録はされております。それ以上の除外をなぜしたかというところで記録のほうが残っておりますので、そこに関しては現在の確認できるものでは少し難しい状況にございますので、その内容についてはちょっとお答えがしづらいところでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 私の思いとしては、この提出者の方がおっしゃっておるよう、やっぱり公平性、市民の公平性という観点で、やはり私立であっても、今、国のほうではいろいろと私立の関係についても議論もされておると思いますけれども、やはり同じ市民でありながら公立鳥取市立の小中学校に通学していないということで除外をされるっていうのは、いささか公平性の観点から言っても矛盾をするんじゃないかな、そのような思いをいたしております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 執行部のほうには参考意見を求めるということでよろしくお願ひをいたします。そのほか委員の皆様ございますでしょうか。柳委員。

◆柳 大地委員 初めに今、僕はどこの学校とも利害関係がありませんのでフラットな立場でちょっと発言をさせていただきたいと思います。まず、初めにちょっと前提知識として、こちらの状況のほうちょっとここで共有つくりたいので、法的なところをちょっと調べてきましたので共有したいと思います。まず、高校生に関しては今、スクールバス市内いろいろ走っていると思うんですけど、基本的にスクールバスは無料運行ってなっています。っていうのもこれ有料にするとこれ白タク行為になるので、4、5年前に他県でちょっと摘発があって、それまでちょっとグレーだったところが今、かなり厳しくなっているので、無料運行というような形になっています。

それで公共交通部分に関しては県市の補助が出ているっていうような感じです。それで、幼稚園から中学校に関しては、ちょっとその内容に除外規定っていうのがあって、運輸局から許可された場合、有料運行ができるというようなことになっていますので、ここに記載ある私立の場合は運輸局のほうに許可を得て有料運行をしているということでした。なので、恐らく市内で走ってる高校生は全部無料のスクールバス、それで中学生に関しては、今、補助が全くないというような状況だと思います。そういう状況を踏まえて、僕は一応賛成のほうで3点内容を上げさせていただきたいんですけど、1点目は、これもうシンプルにやっぱり僕、子どもが世帯所得に関係なく、とにかく好きな場所で学ぶっていうことがまちとして大切だと思うので、できる限り必要な補助はあったほうがいいんじゃないかなと思っております。

それで2点目は、この補助の対象、公共交通に対する対象によって朝と夕方という時間をかなり限定されますが、公共交通の利用促進につながるっていうところも加味して自治体と

しては補助をうまく出すことによって公共交通の利用促進にもつながるという点です。それで、これ3点目は、あくまで参考なんですけども、2021年にこの通学補助ができたときに倉吉のほうが市内の高校に限るというように倉吉がつくったところを、1回陳情上がって否決されてその後かなり多くの市民から署名を集めて結果的に市内進学者のみっていうのを外して市内在住っていうところに緩和したっていうことがあって、これ鳥取市ではないんですけど、倉吉市参考としてこうやって民意もかなり得やすいっていうことを考えると、私は補助を検討していいんじゃないかなというふうに考えます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか、金田委員。

◆金田靖典委員 参考意見としていただきたいと思うんですけども、鳥取市の遠距離等通学費補助金交付要綱を見ると、そこには通学する鳥取市立小学校の児童又は市立中学校の生徒っていうふうに限定はしてあるわけですけども、先ほどの課長の話でいくと、当時は市立以外でいくと付属しかなかったと思うんですよね、だから、これひょっとしたらまだ県庁の前におる頃だったのかもしれませんけども、いずれにしても付属だけが対象だったのかなと。それで、合併の中で、市の中で統一化していくためにということで、多分この通学する鳥取市立小学校中学校っていうのが残っているのかな、文面として、っていうことになれば基本的にはそんなにこの市立小中っていうのにこだわりはないんじゃないかなと思うんですけども、教育委員会の立場とすればどのようにお考えか教えてほしいです。

◆石田憲太郎委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課、山根です。現在鳥取市には鳥取市立小学校中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則というものがございまして、中学校が指定されているというところが1つキーワードになっているのかなというふうには考えておりますが、これが影響してこうだという断言するものではございませんが、参考までに申し上げさせていただいたところでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 校区の関係でね、はい。分かりました。では、続きまして意見が多くて、その当時の流れからいっても、それから2年後には市内に新たに私立の中学校も建設予定だっていうことになればね、やっぱりさっき柳議員も言われたように、基本的にどこでも自分で選んで学校に行けるっていうことになれば、そういうことに積極的に補助してあげるというのは当然教育の機会均等やら、それから今の無償化の流れからいってもね、そういう補助制度をつくることはそこに阻害するもんではない、むしろそういう形で支援してあげるっていう姿勢っていうのは行政的にはとっても大事なんじゃないかなと思いますので、僕はどちらかというと賛成のほうに意見としては持っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかの委員、西村委員。

◆西村紳一郎委員 この市立国立中学校って、この遠距離通学に通う生徒ですね、この実態は把握、教育委員会把握されてないですか。

◆石田憲太郎委員長 深見次長。

○深見康陽次長兼学校教育課長 それぞれ市立国立にどれくらいの子どもが通っているかという

のは把握できます。ただ、これが、バスを利用するかどうかっていうところまでは少ししかりと確認しないとすぐには分からぬ状況でございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 そういう遠距離通学の実態が分からぬということになれば、その実態をやっぱり把握する必要があるんじやないでしょうかと、やはり学びの選択の場面で親に負担がかかるからといって躊躇するようなことがあってはならないと思うわけでして、それはされおき、公立の学校はどうなのかということもまた、問題として上がるわけですが、やはりその意思を尊重されるべきだと考えておりまして、やっぱり補助のこの検討をしてほしいなと思います。

◆石田憲太郎委員長 これは委員の間でちょっと意見を交わしていただきたいなと思います。執行部のほうには意見を参考意見としてお伺いするということで、要望、それをする場ではなかろうと思いますので、よろしくお願いします。ほかの委員の皆様ございますか。水口委員。

◆水口 誠委員 水口です。この文面ちょっと読ませていただいたんですけども、これはちょっと中学校に限定をされるのかなっていうようなことで読ませていただいたんですけども、鳥取市内に、私立ばかりでなく、国立もあるわけでございまして、その中にも小学校は付属小学校もあります。それで、義務教育という観点から見ますと、実際のところはこの支援はしてもいいのかなとは個人的には思いますけども、この小学校やはりこの付属を加えて考えていかないといけないのかなっていう私の思いであります。中学校に限定せず、小学校も入れてのこの文面になっていたらいいかなってちょっと意見ですけども、言わせていただきます。この件に関してはちょっと教育委員会のお考えをちょっとお聞きしたいんですけど、皆さんのお見も。

◆石田憲太郎委員長 一応、先ほどから言っておりますけども、はい、ここは一度委員の間で意見を交わす陳情についてでありますので、それについては求めないようにお願いします。いいですか。ほか。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。この陳情は本当に僕も個人的には賛成だなというふうに思っておるんですけども、西村委員さんが言われたように、実態っていうか、現状がどうなのっていうことも検討して、その資料に基づいて、執行部のほうにお願いしたいのは実態をする資料として、次長言われましたけども、それで資産的にして全員がこういうふうにしたらどのくらいの金がかかるかっていうのも参考資料ちょっとお願いしたいですね。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ちょっと僕ら自身も少し資料を用意したり、時間が要りますんで、後半に回していただくのはいかがでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 今、後半の委員会にという意見ございましたけども、その前にまだ、御意見等ございます方、委員の皆様ありますかね。それではないようでの、この本件につきましては再来週の委員会で再度議題としたいというふうに思います。今、副委員長のほうからありました資料の件についてはどうでしょう。金田委員。

◆金田靖典委員 教育委員会で分かる範囲で結構ですんで、例えば、青翔開智の今、中高の通学者、それから付属の小中の通学者、それから8年かな、城北、鳥取学園が中学校を開設すると

いうようなその定員が幾らになるのかっていう辺りの全体的なざっくりとしたところで結構でするので、もし分かればいただけるとありがたいなと思います。その中で、誰が通学、徒歩通学でというのは訳が分かりませんから、そんなこともあるようですが、ざっくりとしたところでのいただけるとありがたいなと思います。

◆石田憲太郎委員長 砂田委員。

◆砂田典男委員 私立の小中一貫校とか、例えば、国立なんかに通っておられる方は市町村またいで通学されている方もたくさんいらっしゃるのが現状だと思ってるんですね、これを鳥取市だけの在住者だけを調査するという皆さんの御意見であるかどうか、ちょっと確認したいと思いますけど。鳥取市だけだよね、補助の関係もありますからね。

◆石田憲太郎委員長 これにつきましては中山委員、これは市内在住ですか。

◆中山明保副委員長 陳情の趣旨からしてね、陳情者の陳情書によってはそういうことだというふうに理解しておりますので、もちろん鳥取市在住の方だというふうに認識しております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 じゃあ、これにつきましては、可能であればっていうところでよろしいですかね。淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 可能な範囲で確認してみたいと思います。

◆石田憲太郎委員長 それではよろしくお願いをいたします。

#### 報告

##### 鳥取市施政改革プラン実施計画について

◆石田憲太郎委員長 それでは続きまして報告に入ります。鳥取市施政改革プラン実施計画についての御報告をお願いいたします。山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。それでは鳥取市施政改革プラン実施計画について御説明をさせていただきます。鳥取市施政改革プラン実施計画につきましては、資料は全員協議会で配布をされた鳥取市施政改革プラン最終案の 20 ページ以降の取組内容などを示した実施計画一覧により、所管に属する部分について御説明いたします。教育委員会では 2 件の実施計画に取り組むこととしております。該当の実施計画は 23 ページの 12 番、生涯学習・スポーツ課が担当の地域学校協働活動の推進と 24 ページの 17 番、教育総務課が担当の民間資源の活用でございます。以降担当課より順番に説明をさせていただきます。

◆石田憲太郎委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課、須崎でございます。今、次長のほうから説明がありましたように 23 ページになります。こちらの民間活力による事業推進の 12 番、地域学校協働活動の推進でございます。地域学校協働活動といいますのは、地域住民や団体、各機関等の幅広い参画を得て社会総がかりで子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校がパートナー、双赢の関係として連携協働して行う様々な活動のことを言います。この実施計画案では、地域とともに学校づくり、そして学校を核とした地域づくりを実現するため、地域と学校をつなぐ役割となります

地域学校協働活動推進員を各学校に配置しまして、地域学校協働本部を設置することにより時代を担う子どもたちを社会総がかりで成長を支えていくというものです。

取組内容としましては、各校区に推進員を配置しまして、地域学校協働本部設置校数を拡大していきたいと思っております。成果指標としましては、全小中、義務教育学校の56校区に地域学校協働活動推進員を配置することとしております。現在の状況ですけれども、地域学校協働活動推進員の設置校ですけれども、22校に推進員を配置して設置をしているところでございます。それから生涯学習・スポーツ課のほうに統括推進員として1名配置しているところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。それでは資料のほう17番の民間資源の活用ということでございます。こちらは老朽化が進む学校プールの施設につきまして民間プール施設の利用も含めて将来の学校プールの在り方について、学識経験者や校長、PTA代表、市のFM担当のメンバーなどからなる鳥取市立学校プール施設の在り方に関する検討委員会を立ち上げて、ハード面のみならずソフト面から課題等整理して最適な方向性の検討を行うものでございます。

令和7年度は学校プール施設の在り方に関する検討委員会での方向性の整理検討を行いまして、これは後ほど当初予算のところでも説明をさせていただきますが、民間スイミングスクールでのモデル事業の実施ということと、学校プール施設に関する提言に基づく水泳事業の実施ということで進めてまいりたいというふうに考えております。当初予算で水泳事業民間活用モデル事業として予算計上を7年度当初予算で計上しておりますので、予算審査特別委員会文教経済分科会におきまして、詳しく御説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御報告いただきました。委員の皆様から質疑または御意見などございますでしょうか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 山下次長、ちょっと教えてください。この今のプールの問題ね、最適な方向性の検討ということは、具体的にどのような方策があるのか、例えば、現行の学校のプールもあるでありますけれども、もう学校のプールは廃止をして、今、ちょっとお触れになったその民間のプールっていうこともあるんでありますけれども、その辺り、まず最初にお聞かせいただけませんか。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。後ほど当初予算の説明で詳しく御説明をさせていただきますけれども、鳥取市のプール、小・中・義務教育学校合わせて56校57施設あります。加えて、とても市域が広うございますので、最適な方法というので、ぱっと思い浮かぶのが民間プール施設の活用なんですが、全ての学校がこの民間プール施設の活用というのはなかなか難しいというのが検討委員会の議論の中でも出てきたところでございます。

ですので、民間プール施設の活用と公共プール、学校プールを維持していく学校、あるいは公共施設のプールがありますのでそういうものを活用していくと、そういうふうな、いわゆるハイブリッドのような形でしていくのが鳥取市の現状には合っているのではないかという

ことで、今、中間的なまとめということで、そのような感じでまとめさせていただいているところでございます。後ほど、また、改めて予算の説明の際に御説明をさせていただきたいと思います。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 予算の説明のときはそれでいいんだけども、確かにそういう方向で検討されておって、仮に民間のプールを活用していこうとした場合に、ただ単に2人や3人の人数じゃないんですよね、送迎するのに。送迎方法は、現段階において具体的にどういったことを想定をされておりますか。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。今現在考えているのは、民間プール施設でも送迎用のバスを持っておられるところもございますし、持っておられない民間プール施設につきましては、今後その民間活用を進めていくに当たっては民間のバス事業者の借上げという形で送迎をするといったことが必要になろうかと思います。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員、これこそ予算の分科会のほうでの説明質疑の中で。

◆長坂則翁委員 いやいや、もう1回言よう。今、説明したから、それでやり取りするんだけど、いいがな。今説明があったわけだから。いいですか。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 その場合にね、民間のバスの借上げって、経費面なんかの試算もされたりますかどうですか。

◆石田憲太郎委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。はい。そういう経費面の試算もしております、将来的に自校のプールを大規模改修をして、将来、例えば30年使っていくとした場合の費用と、民間に委託して、バスの経費も含めてですけども、した場合の経費との比較をして、どちらが有利になるかというようなコスト比較のほうもさせていただいた上で検討を進めているといったような状況でございます。

◆石田憲太郎委員長 そのほか、委員の皆様、質疑、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

鳥取市人権教育基本方針及び一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン第2次改訂について

◆石田憲太郎委員長 それでは次に鳥取市人権教育基本方針及び一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン第2次改訂についての御報告をお願いいたします。はい、中村教育センター所長。

○中村礼子総合教育センター所長 総合教育センター、中村です。それでは鳥取市人権教育基本方針及び一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン第2次改訂について御説明をさせていただきます。資料2の3ページを御覧ください。また、推進プランにつきましては別冊と同じでお配りをさせていただいているかと思いますので、途中そちらも御参照いただければと思います。

ます。よろしくお願ひいたします。

では、資料2の初め、3ページを御覧いただきながら始めさせていただきます。令和6年4月に鳥取市人権施策基本方針が改訂されたことに伴いまして、このたび学校人権教育の基本方針及び一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プランの改訂を行いました。この学校人権教育推進プランは、各学校での教師の指導資料となるものです。学校人権教育につきましては、平成31年4月に取りまとめました鳥取市学校人権教育基本方針及び一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プランに示された内容を基に取組を進めてきたところです。人権が尊重された社会を実現するために、人権尊重精神の涵養を図るという鳥取市の学校人権教育の方向性に変更はありません。

主な変更点は、基本方針の一部と推進プランの冒頭、人権を取り巻く状況の一部となります。今回の改訂の経過及び見通しですが、今年度、鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員会を設置して、7月と8月の2回にわたって改訂案について協議いただき、作成したものが本日御説明させていただくものです。この委員会は、資料にありますとおり、鳥取大学の畠先生を委員長に、民間代表、小・中学校の校長会代表、市役所内の担当関係各課代表による構成となっております。

なお、今回の改訂の手順、委員会構成につきましては、平成31年度改訂の際に倣つたものといたしました。それで1月の定例教育委員会で審議、決定をいただき、本日2月定例議会文教経済委員会にて報告をさせていただくものです。今後は、年度末には市内各小・中・義務教育学校へ周知を行い、令和7年度総合教育センターが行います教職員研修の人権教育主任研修でも周知、理解を図っていく計画をしております。

それでは4ページを御覧ください。2回の検討委員会での主な意見について御紹介いたします。第1回では、人権尊重の精神を涵養するという方向性の継承、また、学校教育の中でいじめ問題を学ぶことは喫緊の課題であるといった御意見をいただきました。また、第2回では、いじめの問題を解決するために人権意識を磨くこと、他者の痛みを自分ごととして解決していくこととすることが盛り込まれた案になっていてよいということ。推進プランの人権をめぐる状況の最後にいじめ防止の取組を詳細に入れたのはよい。毎年、転任職員にも説明している内容であり、教職員にも共通理解を図りたい内容となっているということ。自治力のある集団づくりについても鳥取市が大切にしてきたことである。いじめ防止を基軸とした人権教育の充実が盛り込まれ、第2期教育振興基本計画とも整合性が取れている。学習成果を地域に還元したり、行動に移したりが必要であるといった御意見をいただきました。

基本方針につきましては、5ページから新旧の対照表をおつけしています。赤字の部分が今回新しくなった部分です。基本方針は推進プランの1ページ目に入れる形となっております。それでは新旧対照表を御覧いただきながら、基本方針の変更点について御説明をいたします。新しい基本方針には、今までこの推進プランに基づいて学校人権教育が積み上げてきた成果を生かしながら取組を進めてきたことが書かれています。しかしながら、私たちの社会には鳥取市人権施策基本方針第3次改訂で示されたような、様々な人権課題が存在し、目まぐるしく変化する社会の中で複雑化・多様化しているということ。こうした人権課題にも対応するため、

さらに、人を大切にするまちづくりや人権が尊重された社会の実現を目指して、一人一人の積極的な行動が必要であること。そのために、自らの権利とともに、他者の権利を尊重することの重要性を学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要というふうに示しております。

次に、別冊でお配りしております推進プランについてですが、この推進プランにつきましては、主に文言の修正になっております。具体的には、地域との連携の部分で学校運営協議会、地域学校共同本部といった平成31年度以降にあります文言を加えたりするものです。また、人権をめぐる状況の最後の部分が1か所加筆する形での修正となっております。その加筆ですけれども、下線を引いてお示しをしているところです。加筆の内容ですが、人権尊重の精神の涵養を目指して、教育課程における教育活動の中で豊かな人権感覚を育み、人格形成の基礎を培うこと。本市の学校人権教育の中核は、子どもたちにとって身近な人権問題であるいじめの未然防止であること、鳥取市いじめ防止基本方針、いじめ防止対策ハンドブックを作成・配布し、活用を推進するとともに、いじめはどの子どもにも起こり得る深刻な人権問題という認識の下で、いじめ防止の取組を進めてきたこと。毎年、いじめ防止対策推進法が制定された6月28日前後、約1か月間を鳥取市Smile月間として、各学校でいじめ防止に向けた自発的・自治的な取組をしていること。自治力のある集団を育成する中で、いじめを許さない、生み出さない、自分たちで解決に向けて取り組むことができるよう、引き続きこうした取組を推進していくといったことを述べています。

そのほかのプランの内容につきましては、先ほど申し上げましたように、平成31年以降に制定された法令や教育活動など、表現が古くなったものを現在のものに直す形での文言修正を加えています。また、今回資料では目次で御紹介させていただいておりますが、巻末に最新の関係法規等を参考資料として添付をして周知をするように準備をしております。簡単ですが、御説明は以上とさせていただきます。

◆石田憲太郎委員長 はい、御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、また御意見などございますでしょうか。柳委員。

◆柳 大地委員 2点あります。1点ずつお願ひいたします。まず1点目、文書も、本冊のほうも全部見させていただいて、内容もすごくいいと思うんですが、これ実際、現場レベルですけど、この人権主任研修というところで、人権主任の方は多分細かく読んで理解してというところもあると思うんですけど、なかなかそれが人権主任以外のところに広がっていくというのが難しいところだと思うんですけど、そこの人権主任からの広がりっていうところ、どのように考えていますでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 中村所長。

○中村礼子総合教育センター所長 総合教育センター、中村です。直接の学校の中の分掌として持っている人権教育主任には、先ほど申し上げましたように研修を通してしっかり周知、理解図りたいと思いますが、併せて、校長会でもこの方針、推進プランが改訂になったことをしっかり周知をいたしまして、学校全体の取組となり、子どもたちへの教育活動として展開されていくように働きかけは続けてまいります。以上です。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 あと、この人権の問題、この学校だけじゃなくて、やっぱり人権自体は不変のものなんだけど、その理解がやっぱりアップデートしていくというのがすごく難しいなと思っていて、例えば今、保育園とかだったら午睡が、お昼寝の時間も、お昼寝をするかしないかというのを子どもが判断するっていうのが、今、国が推奨してる。でも、それって大人も寝かせることこそが子どものためだと思ってずっとやってきたのが、実はそうじやないんじやないかというように理解が変わってたりというところで、この人権感覚をアップデートしていくっていうような、これ全体、人権をどう教えていくかとか、どう教育の中に入れていくかというところだと思うんですけど、その先生たちの人権感覚のアップデートというようなところをどういうふうにしていくかというところを教えてください。

◆石田憲太郎委員長 中村所長。

○中村礼子総合教育センター所長 総合教育センター、中村です。鳥取市が行っています教職員研修の中で研修を行っていくのはもちろんなんですが、各学校でもこの学校人権教育に係る研修っていうのは校内で先生方も必ず行っているところではありますし、先ほど説明の中に少し触れさせていただいておりますが、いわゆる教育課程の中の教育活動において展開していくという部分で、いわゆる現代の諸課題を子どもたちが学んでいくときには、やはりそこには教材研究であったりとか、授業内容の検討というのも日々ありますので、先生方がこの学校人権教育を自分たちの学校実態、あるいは児童生徒の実態を踏まえて、具体的にどのように展開をしていくのかという教育課程づくりの部分で、必ず人権感覚もアップデートされていくものというふうに考えております。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 最後、ちょっとこれ要望にもなるんですけど、やっぱりこの特に学校で、いじめ、同和問題はあれだと思うんですけど、どうしても人権教育と学校、人権教育と授業というのはすごく分断されてるなって。同和問題の授業とか、何か人権の授業とかで、それで、何でやっぱり広がらないっていうか、理解が広がらないのかなというと、やっぱり人権教育と学校の在り方が僕は今すごく乖離してると思っていて、そこは先ほどちょっとアップデートされてないというところもあるんですけど、この後にやる校則の話もそうですが、この人権ないがしろにしてる先生、多分ほとんどいないと思っていて、ただ、今で言えば制服が鳥取市は正直追いついてないとか、校則も、今だにこの校則は残ってるっていう、何で残ってるかっていうところを考えて、僕はやっぱり人権意識のアップデートがされてないところだと思っていて、なので、この人権教育の推進というのも、この人権教育の推進ってここの中で完結するんじやなくて、やっぱり学校の在り方そのものに常、問いかけるといろんな先生たちが意識するようになると思うので、そこも意識して、広げていただけたらなと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと端的にお尋ねしたいんですけど、改定前の基本方針、改定後の基本方針、それで改定前は同和問題や男女共同参画に関する人権問題、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気云々、それらの人権問題依然として存在する。しかし、改訂後は基本方針

の中に、今、言ったような文言が網羅されていない、全て人権という一くくりで表現をされておる基本方針になっているんですね。そこら辺りの理由なり根拠、考え方はどうなんですか。

◆石田憲太郎委員長 中村所長。

○中村礼子総合教育センター所長 総合教育センター、中村です。今の御意見につきましては、実は2回の検討委員会の中で議論があったところです。この最終的に今、記載になっている形になりましたのは、旧のものには一つ一つ、今、長坂議員さんがおっしゃっていただいたように個別の人権課題が上げられていたんですけども、今回、鳥取市の人権施策基本方針の第3次改訂で示された様々な課題、人権課題に17個あって、これがそれを書いていくときにはやはり先頭に来る人権課題が優先されるような、やはりイメージがつきはしないかという御意見がありました。

また、併せて、この人権課題が今、17個上げてあるんだけれども、今、あるいはこれからどんどん変化が行われていくこの社会の中で、常にこの人権課題も併せて複雑化・多様化していくことを踏まえて、表記としましてはそこにありますように、私たちの社会には鳥取市人権施策基本方針第3次改訂で示されたような様々な人権課題が存在し、という表現にさせていただいたところです。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 確かに6ページの人権をめぐる状況の中には、問題意識としてそういう提起もされておるわけだけども、えらく人権一くくりでシンプルにされたなというイメージを持ったもんだから、あえて質問しました。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか委員の皆様から質疑、御意見ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

#### 校則の見直しに関するガイドラインについて

◆石田憲太郎委員長 それでは次に校則の見直しに関するガイドラインについての御報告をお願いします。中村所長。

○中村礼子総合教育センター所長 総合教育センター、中村です。では、続きまして資料2の8ページを御覧ください。併せて、別冊でお配りしております校則の見直しに関するガイドラインについても御覧いただきながら御説明をさせていただければと思います。令和3年度の校則見直し等に係る取組事例について、文科省が通知を出され、令和4年12月には文科省において生徒指導提要の改訂が示されました。これを受けまして各学校には校則見直しの取組を進めるよう働きかけを行ってきたところです。今回改めて鳥取市教育委員会としての、この校則見直しに関するガイドラインを作成しましたので御報告をさせていただいております。

また、2番に示させていただいておりますように、議会でもこの校則見直しについての御質問をいただく中で、このガイドラインについて作成をしてきたものとなります。この今回作成した校則見直しに関するガイドラインですが、校長会との政策協議や校長会役員会等での協議を重ねながら作成し、1月末に各学校へ周知したものを報告をさせていただきます。後ほど詳しく御説明をさせていただきますが、見直しの観点としましては、生徒指導提要の中に示され

ております次の3つが観点として上げております。1つ目が児童生徒が自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築、2つ目が必要かつ合理的な範囲内で制定されていること、3つ目が校則の公表についてです。4番にスケジュールを上げさせていただいております。1月末に各学校に既に周知をし、取組推進の働きかけを行っているところではありますが、2月の定例教育委員会、本日の文教経済委員会でも御報告をさせていただきまして、新年度からは小・中生徒指導連盟の委員会等での研修を含めまして、様々な会を通じてこの取組を推進していく予定です。

それでは詳しく御説明をさせていただきます。別冊資料のほうを御覧ください。2ページをお開きください。2ページの上に枠で囲んである中に、見直すとはという部分があります。この校則見直しの見直すという意味ですけれども、これは必ずしも校則の変更を求めているものではなく、絶えず議論し検討することを大切にしていくということを示しております。では、その次の大きい2番、校則についての部分を御説明いたします。生徒指導提要では校則の位置づけとして、最終的には各学校の校長により制定するものとされています。

校則の見直しとして学校の教育目標に照らして適切な内容か、現状にあってるかなどを絶えず見直しをすること、最終的には校長により適切に判断される事柄ではあるが、在り方については児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいとしています。また、校則見直しの過程に児童生徒が参画することで校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるということも示しています。

4ページからを御覧ください。初めに申し上げましたように校則見直しの3つの観点について説明をいたします。1つ目は、各学校で校則について教職員や児童生徒、保護者とともに話し合い、考える場をつくるということです。例として代表委員会や児童会、生徒会、学校運営協議会などを示しています。2つ目は、必要かつ合理的な範囲での制定についてです。例として4つ上げています。生まれ持った性質に対しての許可が必要な規定、健康上の問題を生じさせる恐れのある規定、男女の区別により性の多様性を尊重できない規定、合理的な理由を説明できない規定です。この見直しの必要な例としては5ページの上の方になりますが、例えば地毛ですね、自分の髪の毛の色を染めていないことについての文書提出を求めるもの、冬場の上着着用禁止など健康維持に問題が生じるもの、制服に男女の区別を設け、選択の余地のないもの、肌着の色や種類について過剰に限定するものなどを例として上げています。

3つ目は校則の内容について学校のホームページや保護者との対面の場、学校だよりなど保護者や地域へ伝わる方法で情報発信に努めることを示しています。以上、簡単ではございますが、この御説明させていただきました校則見直しに関するガイドラインを基に、各学校は今後も絶えず児童生徒や保護者、地域を巻き込んだ活動の様子を発信しながら取組を進めてまいります。教育委員会としましても、各学校の取組が推進されるよう今後も研修会や校長会の場を活用しながら推進していきたいと考えております。以上です。

◆**石田憲太郎委員長** 御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見などございましたら挙手願います。柳委員。

◆**柳 大地委員** 内容についてすごく丁寧に書かれていて、ものすごく進んだなというような印

象を受けています。その上で4月からの生徒指導連盟での研修というのも、現段階でどのような研修というのをイメージしてますでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 中村所長。

○中村礼子総合教育センター所長 総合教育センター、中村です。資料には小・中の生徒指導連盟の委員会というふうに上げさせていただいておりますが、そのほかにも夏季休業等にいわゆる教育団体ですね、東部小学校研究会ですか、中教審のほうの生徒指導部会等の研修でも毎年熱心に生徒指導に関わる研修が行われております。本年度も校則見直し等に関わる内容について指導主事がそこに講師として招かれて研修を行ったところではあります、そういった形でのこの校則見直しの、今、御説明をさせていただいたところの取組が進むような働きかけをしっかり行っていきたいというふうに考えているところです。以上です。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 ぜひ、研修の当日は鳥取市内というか、教育委員会の中の方でもいいと思うんですけど、このやっぱり研修をどう組むかっていうところをぜひ外部の力を借りて、声をいただいてほしいなと思います。というのも特にこの校則の検討するときって、やっぱり今まで培ってきたとか、割と属性近い人たちがベースになると、この会 자체がそもそもかなりファシリテーターにかかっているという、どうしても形だけの議論になっちゃうことがすごい多いなど、全国どこの地域を見ても。なので、例えばNPOカタリバっていうところだったり、いろんなところが教員向けのこのルールメイキングの講習だったりっていうのもすごくやっているので、どういう研修をすることによって学校現場ですごくいい話合いができるかっていう辺りを、ぜひ研修までに検討していただけたらいいなと思います。

あと、最後これ要望というか、ぜひ、校則の話合いするときは、今回ガイドラインのほうからちょっとここは抜けたなというような感じだったんですけど、やっぱりゼロベースというか、そもそも何で校則が必要なのかっていうような、何かそういうところも話合いのスタートにかかるような、そんな話からスタートして校則がないという学校が出てきても面白いかなと思いますので、はい。以上、要望になります。

◆石田憲太郎委員長 要望でいいですか。そのほか委員の皆様ございますか。金田委員。

◆金田靖典委員 かつて自分の子どもが学校に行ったり、それから施設の子どもが学校に行っているときに、実は青谷中学は鳥取市内で最後まで丸坊主だったんですね。何度も何度も児童会、生徒会が決議を上げてやったんですけども、なかなかうんと言わない。それで、いよいよ校長先生が動き出したときに、最後に出てきたのが保護者会、保護者が出てきて、先生、頼むけえ丸坊主にしといてくれというので、結局それで打ち切られたっていうふうな経過もあります。時がたつにつれて次第にそれはなくなります。

それで、校則を考えるときに、やっぱりこここの校則の意義っていうところでね、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律って書いてあるじゃないですか。そもそもが、ここでもう枠づけっていうことになっているんだろうなと思うですよ。そんなことよりも、学校で子どもが、いかにいきいきと過ごせるかというのを子どもがルールとして、何を共通のルールとして持つかというのが基本的には、僕は出発点だろうと思うんです。だから、校則っていうのが、

そもそもが縛るための話じゃなしに、そこの社会の中で子どもが本当に安心して生活できるのは何なのかなっていうところの視点から出発をせんと、さっきの人権でね、問題でいろいろ人権は、るる述べてありますけども、出発点がどこなのかによって全然変わってくるわけですね。上からの目線なのか、それとも本当に実際の当事者たちが何を思い、何を考え、どう行動するかというところに視点を当てていかないと、本当の意味でのそういう権利の問題にしても、それからこういう校則の問題にしてもやっぱりなかなか成り立たないんだろうなと、そこは先生方やそれから保護者も含めて、本当にそこに立ち切れるかどうか、そこをしっかりと今後議論、枠づけはこうやってつくられたわけですから、そこをしっかりと議論していただければな。

それで、柳議員の一般質問のときにも校則がホームページに出せれないって何の意味なんだろうかと、数校ほどしかなかった、出しているのがね。それで、自分のところで、校則で、これがうちの学校の校則でって決めてることが表に出せれんって何の話なんだという話でね。それ自体が、もう既に先生方が守りに入っとるというか、出せれないようなものをよう決めているなど、それで、また、それを子どもに押しつけているなと思うわけですけども、そういう辺りもやっぱり本当に人権問題がこれだけ大変なことになっているときに、そういう機会に人権問題から校則の問題が同時に出てきたということであれば、まさに非常に、世の中の求められている部分だろうなと思いますので、その辺りをしっかりと現場でも、それから学校の中でも、また、保護者に対してもそういうのはしっかり。それで、特にもう保護者の教育力が落ちたって言われて長いですから、とかく、しつけに関しては学校、先生。

◆石田憲太郎委員長 金田委員、もう少し簡潔にお願いします。

◆金田靖典委員 分かりました。というふうな状況もあるのでなかなか大変ですけども、しっかりその辺では議論いただきたいと、よろしくお願ひいたします。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。はい。

#### 国指定史跡鳥取城跡中ノ御門完成記念開門式について

◆石田憲太郎委員長 それでは次に移りたいと思います。国指定史跡鳥取城跡中ノ御門完成記念開門式についての御報告をお願いいたします。佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 文化財課、佐々木でございます。資料は9ページを御覧ください。国指定史跡鳥取城跡中ノ御門完成記念開門式について報告させていただきます。まず、事業の経過ですけれども、現在も事業を続けておりますが、平成18年度に策定しました鳥取城跡保存整備実施計画に基づき、鳥取城の正面玄関である大手登城路の整備をこれまで進めてまいりました。平成30年度には擬宝珠橋、令和2年度には表門が完成しており、いよいよ令和7年3月に渡櫓門が完成することになります。これによりまして大手門に当たる中ノ御門の全体の復元が完成いたします。これに併せて、式典の開催のほか、復元工事の内容や伝統技術を多くの方に知っていただくための復元工事の体験イベント、また、イベントとしては、マルシェや乗馬体験などの開催を計画しているところであります。

すみません、まず、10ページ御覧ください。10ページのほうに、画のほうで完成予想図のほ

うを掲載させていただいております。今お話ししました、中ノ御門の部分というのが左側の擬宝珠橋がありまして、その右側の部分の枠形になっている表門、渡櫓門ということになります。この渡櫓門の完成によりまして大手門が完成するということになります。なお、奥のほう西高校の入り口に当たります太鼓御門については、これは大手登城路の復元整備ということで、現在、復元整備の許可はいただいているところですけども、まだちょっと着工まではしていないという場所になります。その下に写真を掲載しております。左上、中ノ御門の全景ということで、これは現在足場が取れておりますので、こういった形でほぼ完成形が外から見えている状態になっております。擬宝珠橋表門とともに、既に見ていただける状況でございますが、右下、渡櫓門のほうがいよいよ完成いたしましたので、こちらについて式典後、通行していくだけるようになっております。

すみません。9ページにお戻りください。開門式の概要でございます。鳥取市と鳥取市教育委員会を主催として、現在、観光コンベンション協会さん及び鳥取城跡仁風閣展示館、これ、鳥取市文化財団に管理を委託しております仁風閣の工事中の展示施設でございます。こちらのほうを共催というふうに予定をして協議をしていたところであります。会場は鳥取城跡擬宝珠橋付近ということで、実際現場のほうでの式典を予定しております。ただし、降雨の際にには、式典等は鳥取県立博物館の講堂で実施するということで、関係者のみにさせていただこうと考えております。県立博物館、現在、休館中でありますので、この場合、講堂だけ開けていただくということで協議をしております。日時が令和7年4月26日ということでありまして、事業自体は、今、当初予算として計上させていただいているところであります。はい。

それで関連イベントとして、今、調整しておりますのが、鳥取城跡グランマルシェということで、今年度も観光・ジオパーク推進課の事業でされておりました鳥取城跡でのマルシェの形のものがございますが、こういった形のイベントということで、山陰三ツ星マーケットさんと運営について協議をしております。また、伝統技術の体験コーナーということで、工事ヤード内で実際大工さんですとか、左官さんがどういう作業をされていたかというのを体験していただくコーナーを予定しております。また、これ、国府町の旧美歎水源地水道施設という重要文化財で、年に1度実施しております乗馬体験というのがございます。これは、認定NPO法人ハーモニーカレッジさんのほうでポニーを連れてきていただき乗馬をしていただく体験ということになります。こちらについては、実際、鳥取城の中で馬が入れたエリアになりますので、そちらで体験していただくようなことを考えているところであります。

それに併せまして、鳥取城跡・中ノ御門完成開門記念・プレミアム御城印鳥取城というものを限定1,000枚で販売する予定としております。はい。こちらについても鳥取市文化財団のほうが製作をして販売をされることでお聞きをしております。以上まだ計画としては具体化をしているところでありますて、細部についてまで、ちょっと御説明できないのですが、こういった方向で4月26日に開門式を予定しております。報告は以上です。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見等ございましたら挙手願います。よろしいですか。

### 佐治コスモスの館の運営管理について

◆石田憲太郎委員長 それでは次に佐治コスモスの館の運営管理についての御報告をお願いします。須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課、須崎でございます。佐治コスモスの館の運営管理についてでございます。11ページ、12ページになります。佐治コスモスの館は、宿泊施設になりますけれども、令和4年度末まで指定管理者制度を用いまして運営を行っておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰等の影響によりまして、指定管理者から辞退の申出がございました。令和4年度末を持って休館となったところでございます。そこで令和5年度、令和6年度につきましては、当該施設を今後の活用も図ることを目的として、臨時開館を行った上で地元事業者による運営管理の可能性を検証いたしました。また、施設の視察によります他の事業者からの意見募集というのも行うこととしておりました。

施設の概要につきましては、佐治コスモスの館は、さじアストロパークの少し下りたところにあるんですけれども、そちらのほうに宿泊施設ということで本館と別館がございます。両方合わせまして最大80名程度宿泊ができるようになっております。それから食事のほうも最大100名程度は食事ができるようになっております。本館につきましては平成6年の開設でございますし、別館につきましては平成7年の開設ということで30年程度経過している施設となります。今回は別館のみを利用して臨時開館をしたところでございます。二十数名泊まるができるというところでございます。

3番目ですけれども、臨時開館の概要と利用実績ということで、臨時開館の実施事業者としましては、地元のさじ式拾壹という事業者の方にお願いをして実施をしていただきました。実施の事業としましては、宿泊者の受入れ、これが別館のみとなります。それから食事の提供、こちらのほうが、朝食、昼食、夕食ということで主にジビエバーベキューのほうを提供していただきました。それから実施期間、委託料等になりますけれども、令和5年度につきましては、運営期間を令和5年7月21日から令和5年8月28日ということで、夏休み期間を対象としての臨時開館ということを目指しておりますけれども、台風7号の影響によりまして8月15日から8月28日については、休館を余儀なくされたというところでございます。

その後延長ということで10月12日から11月30日まで延長させていただきましたけれども、利用実績としましては、宿泊者が17名、それから食事のほうは58人ということでした。委託料につきましては407万円です。その使用料の収入、それから食事の収入としましては合わせまして21万5,560円ということになります。

12ページになりますけれども、台風7号の影響によりましてキャンセルがありましたのが、宿泊が30人、それから食事が36人ということでキャンセルがあったところでございます。令和6年度につきましては、運営期間を1年間ということで、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを期間としております。委託料は600万円ですけれども、今、12月末現在、宿泊者のほうが215人、それから食事が684名ということで使用料収入等も増えてきております。使用料収入と食事利用の収入合わせまして211万9,020円ということになっております。この

宿泊者の中には県外からも来ていただいておりまして、県外の宿泊者がこの中で138人、それから食事のほうも267人ということで県外の方も利用していただいておりますし、海外からも宿泊が4名ということで来ていただいております。香港から来ていただいております。はい。そういた利用もございました。

4番ですけれども、地元事業者による運営・管理の可能性の検証についてでございます。さじ式拾壹に運営をしていただいて御意見のほうをいただいているところです。これにつきましては、運営管理についてコスモスの館を使用したイベントやコスモスの館の環境だからこそできることとして以下に書いてあるような、様々な事業が考えられるということで御意見をいたしております。五しの里の地域協議会が民泊をしておられますけれども、その体験事業との連携であるとか、さじアストロパークコテージ宿泊者への食事提供でありますとか、さじアストロパークのイベントとの連携、それからスポーツ少年団や大規模校等の体験の受入れであるとか、それから周辺の林等を活用したツリーテントの設置など、そういうこともして魅力づくりもできるんじゃないかとか、そういうたくさん御意見のほうをいただいているところでございます。

ただし、懸案事項としまして、現在、本館と別館のボイラーのほうが、修繕が必要な状態になっておりますので、そういうところをクリアしなければ、なかなか運営のほうができないというような状況になっております。施設の視察によるその他の事業者からの意見募集につきましては、視察によるその事業者からの意見というのが、商工会議所とか、鳥取南商工会議所、青年部さん等に御案内のほうは差し上げたんですけれども、市のホームページでも広報行いましたけれども、この事業期間中において視察の希望者は残念ながらなかったということでございます。

最後になります。臨時開館によります検証まとめでございますけれども、令和5年度は、台風第7号の影響によりまして、開館を余儀なくされキャンセルも多くあったということで、十分な検証ができなかったということです。ですので、令和6年度にもう一度ということで、災害復旧も進みまして、小学生の宿泊体験授業等の受入れや、夏休み期間を利用しました県外からの宿泊客の受入れなどによりまして利用者のほうは増加をしております。施設の視察による他の事業者からの意見っていうのは、いただくことはできませんでしたけれども、さじ式拾壹からは、コスモスの館の環境だからできる事業や魅力の創出について、多くの御意見をいただき、今後の管理運営の可能性についても前向きな御意見をいただいているところでございます。

御意見のほうにもありましたけれども、懸案構造としてボイラー等故障していることから、令和7年度につきましては施設の整備の総点検を行いまして、安定した運営ができる宿泊施設にするための修繕改修に必要な経費というのを算出するなどした上で今後の方向性というのを検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、また御意見などございますでしょうか。柳委員。

◆柳 大地委員 ちょっと人口の少ないところの施設は大切にしたい気持ちがある一方、資産価値のほうの公共施設の在り方検討の進め方のほうで、やっぱり宿泊施設は稼働率の低いところ

はなるべく早い段階で民間譲渡というようなところで、耐震のほうはちょっとこの表を見ると多分大丈夫なのかなと思うんですけど、そのファシリティマネジメントのほうの考え方はどのように検討されているのか、お願いいいたします。

◆石田憲太郎委員長 須崎課長。

◆須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 耐震につきましては、平成6年、平成7年の建設ですで新耐震になっていますので、ここは大丈夫でございます。ただ、ファシリティマネジメントの観点でも来年度からワークショップのほうも南部を中心に開かれるということがございますけれども、やはり佐治アストロパークとの関係を考えますと、さじコスモスの館というのは今後継続していきたいということで、地元の意見もたくさんいただきしておりますので、そういう思いではいるところではございますけれども、今後関係課とも協議をしながら進めていく必要があるかなというふうには思っております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 地域の方が続けてほしいというのはすごく分かるんですけど、行政が宿泊施設さじコスモスを続けることっていうところにどういう理由とか、意味合いを考えているのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長 須崎課長。

◆須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課、須崎でございます。今のところ、この検証の中にもありましたように、さじ式拾壱以外の事業者からはなかなか応募がなかったというようなこともございまして、確かになかなか皆さんの興味のほうも低いのではないかなどというふうには思っているところでございますけれども、担当課としましては何とか地元や関係課とも協議をしながら何とか進めていきたい思いではございますが、指定管理等でまた進めていく中で新たな方向性を見出すことができたらそちらの方向を関係課と協議しながら進めていけたらというふうに思っております。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 4番に上げていただいている地元事業者との可能性の検証、正直ちょっとこの箇条書きになっている項目って、こここのロケーションとか施設ということを加味してところで、行政が続ける理由にはなってないと思うんですね。このロケーションとか施設ではこういうことができるという理由であって、恐らく地元の方も続けてほしいというのは人の流れをつくってほしいというところだなと思っていて、となると正直僕はやっぱりこの宿泊施設というのを行政が運営するっていうの、正直かなり厳しいと思っていて、ここに限らずどの自治体においても。というのを考えると、例えば僕はすごくこの場所は魅力的に映っていて、今、さじコスモス単体で考えられていると思うんですけど、隣のアストロパークも一緒に民間のほうに、例えばですけど、民間のほうに提供して、あそこの展望台とここの宿泊施設セットまるっと民間譲渡というのを可能性の1つとして考えられると思うので、そもそも何でここを行政が続けるのかっていう、そういう議論が恐らくこれからファシリティマネジメントのほうだと思うんですけど、ぜひそういうところで地域の方とちょっと話し合いを進めていただけたらなと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 意見でいいですか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 地元でさじ式拾壱が指定管理でされるということは、地域内の経済の好循環になるし、あそこが休んでしまうと飲食するところがなくなったりというような状況があるんで、まず、さじ式拾壱はこの継続する、7年度もやる意欲はあるんですか。

◆石田憲太郎委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 さじ式拾壱さんと意見交換する中では大変前向きな御意見をいただいておりますので、今、予算がちょっとついてはいないんです、計上してないんですけども、修繕ができ、安全な施設ということでできるようになりますと、さじ式拾壱さんも大変前向きに考えていただいているところでございます。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 施設整備、ボイラ一直してもらって、できるだけさじ式拾壱で継続、運営いただくように努力していただきたいと思います。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ちょっと教えてください。アストロパークの宿泊者への食事提供、連携っていうのがあるんですけども、具体的には、アストロパークを使った人がこのコスモスを使ったっていうのはどれぐらいの利用数があるのか分かりますか。

◆石田憲太郎委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 そこまではちょっと人数は出してはいないんですけども、アストロパークにもコテージがございます。宿泊できる施設、コテージが4棟ございますと、こちらにも最大28名、泊まれるようになっております。そこにはキッチンのほうもついておりますので、自炊はできるようになっているんですが、あまり自炊をされる方もおられませんので、コスモスの館が開館しているときには、そちらの食堂のほうに食事だけをされに行くということが多いですので、ほとんど利用されているというふうには思っております。数字のほうはちょっと出ませんけれども、以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ありがとうございました。あそこの布勢の少年自然の家の天体望遠鏡はもう撤去されまして、それから、砂丘こどもの国もプラネタリウムなくなりまして、星を見る機会がもう佐治しかないなど、思いながら、そこをね、そういう宇宙を見るというのは、普通に個人ではなかなかできないことですから、その辺りを、文化的な部分を行政がきちんと補助しながらやるという意味では非常に先進的な部分で、新しい彗星を見つけたり。そことうまいこと、リンクさせながら、同時にコスモスも活性化できるか、それからアストロパークも活性化できるかというところが、今後の生き残りの一番、価値観なのかなと僕は勝手に思つるんですけども、その辺りをしっかり検証されて、できるだけ。営業でね、なかなかね、うまいこといくとは思いませんが、今後も検討いただければと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

◆石田憲太郎委員長 中山副委員長。

◆中山明保副委員長 中山です。皆さんの言うとおり、このアストロパークは佐治村が造ったも

んでね、それを鳥取市と合併して鳥取市が一生懸命、後をやろうというので、もう問題点はいっぱいあるのは分かるんですけど、魅力もいっぱいあるので、教育委員会に所管してあるというところで、学校施設の教育の一環として利用していただくというのが1つの案だと思うし、それから全国的に、今、皆さん言われたように、星っていうのが非常になんなので、僕の知つとる若桜の事業しようられる人も、人を全国から集めようというような感覚でやっていただくようにお願いしたいと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。それではないようありますので、それではここで文教経済委員会を、一旦休憩をします。再開時刻は1時10分とします。再開に当たりましては文教経済委員会を分科会に切り替えての開会といたしますので、よろしくお願ひいたします。

予算審査特別委員会文教経済分科会に切り替え 午後12時7分 休憩  
文教経済委員会に切り替え 午後2時11分 再開

### 《文教経済委員会》

◆石田憲太郎委員長 それでは文教経済委員会を再開します。日程にはありませんが、その他といたしまして、令和7年度文教経済委員会視察についてに入ります。来年度の視察の日程及び内容について御協議をいただきたいと思います。まず、事務局より説明をお願いします。橋本さん。

○橋本圭司議事係主任 事務局橋本です。それでは視察について資料の説明させていただきたいと思います。紙のものは昨日お配りをしておりまし、タブレットのほうは、今、通知を送らせていただきましたので御覧ください。来年度の視察ですけども、まず、予定日です。来年度の日程を、今、調整をしておるところですけども、今のところ5月12日月曜日から16日金曜日、この1週間が特に議会の行事等ない見込みとなっておりますので、この5日のうちの3日間を予定をしていただけたらと思います。

また、資料のほうには過去の視察テーマと視察先を書いておりますので、参考に御覧いただけたらと思います。おおむねどの常任委員会もですけども、それぞれ文教の場合は教育委員会、経済観光部、農林水産部、それぞれ最低1項目ずつは視察を行うということで、最低3項目は視察を行っておるというような行程を検討しております。ひとまず御説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 今、事務局から御説明いただきました。視察の予定日としましては、今お話しもありました5月の12日月曜日から16日金曜日の、この中の3日間ということで決めていきたいなと思いますけども、皆様のほうから御意見ありませんか。金田委員。

◆金田靖典委員 何か言わんといけんでしょうから。週の初めに、12、13、14でしていただくと、日曜日に準備をして、そのまま出れると思いますんでよろしくお願ひします。

◆石田憲太郎委員長 今、金田委員のほうから、その前半、月、火、水という、12、13、14という御意見がございましたが、ほか、ございますか。ちなみに金田委員、それは後半になると自分の日程がということ。

◆金田靖典委員 ではない。

- ◆石田憲太郎委員長 ではなくて、できたら前半のほうがいいということですよね。ほか、委員さんどうでしょう。
- ◆長坂則翁委員 みんながそれでええんならそれでええし、ただ、次の委員会では遅いか。
- ◆石田憲太郎委員長 できましたらもう今日、決めたらというとこですので。
- ◆長坂則翁委員 12、13、14ね。
- ◆石田憲太郎委員長 日程確認がりますか。
- ◆長坂則翁委員 手帳持ってきてとらんけ、大丈夫だと思うけどな。
- ◆石田憲太郎委員長 もしあれだったら、取りに帰られてもいいですよ。
- ◆長坂則翁委員 ええか、取りに。
- ◆石田憲太郎委員長 はい。じゃあ、ちょっと一旦休憩します。

午後2時7分 休憩

午後2時10分 再開

- ◆石田憲太郎委員長 それでは委員会再開します。先ほど金田委員のほうから前半の12、13、14ではどうだろうかという御意見がありました。これについてはどうでしょうかね、皆さん。よろしいですか。はい。でしたら、5月の12から14、月、火、水ということで日程のほうはそれで決めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。、長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 実は、一般行政視察がこの間ずっとやってきとったんだけども、会派の代表者会やなんかでやめようやということで、この予算っていうのは1人13万までついとったわけだでな。それで、委員会視察は1人9万円だな。だけども、その一般行政視察を令和7年からやめることによって委員会視察のほうにその財源を回そうっていうことで、おおむね16万ぐらいの予算が1人つくと思うんだけども、事務局に聞きたいのは、そうなると、コンパスで円を描いてみると、かなりエリア的には遠くまで行けるという判断ができるわけかどうか、どうですか。
- ◆石田憲太郎委員長 橋本さん。
- 橋本圭司議事係主任 事務局橋本です。そこの辺り、代表者会でおおむね全国どこでも行けるのではないかというような見込みでのこの予算設定にされたというようなことは伺っております。あくまでも視察項目がどこかというところで選んでいただけたらということで、予算の制約はあまり意識されなくてもよいかなというような予算は確保されていると思っております。
- ◆石田憲太郎委員長 私が承知している限りでは、たしか16万ということで変更になったと理解しておりますし、一応、言われるように、代表者会のときには、一応北から南まで、取りあえず日本国内であればカバーできる予算にしたということで理解をしております。この視察先テーマ云々っていうところについて、ここはという御意見あればお伺いしたいなというふうに思います。柳委員。
- ◆柳 大地委員 じゃあ、教育関係何個か。それで、場所も選べるようにいろんなところあれな

んですけど、1個、石川の加賀市がすごくいいかなと思うんですけど、今、加賀市の教育委員会が3年前か4年前に教育大綱まるっと書き換えて、それで、この3年間ぐらい、ものすごいスピードでいろんなものが動いていて、1個、教育委員会が今年新しく書いてた個別最適化学習という、一人一人がICTのものを使いながら、もう授業も全体で授業してんだけど、バラバラで子どもたちが進めてるという、あと、それこそフリースクール系も不登校対応みたいなもの、校内フリースクールを設置したりとか、結構いろんな対応してるので、広く対応してもらえるというところで、教育大綱のところからスタートして一通りはいけるかなというのが1個です。

あと、特徴的なのだと、長野の大日向小学校という、これちょっと私立の小学校になるんですけど、イエナプランっていう、これも一人一人の学びを大切にするみたいなやつなんんですけど、このイエナプランというのも、今、結構全国で広がっていて、公立もイエナプラン入れている学校が増えてるので、これ佐久市、軽井沢の横になります。そうです。軽井沢の横。取りあえず2つ。

◆石田憲太郎委員長 今、柳委員のほうからの2つ、教育委員会のテーマで意見ございました。そのほかございますかね。一応、所管3つ、教育委員会、経済観光、農林水産ということありますので。

◆長坂則翁委員 あとは正副の委員長と事務局に任せる。

◆石田憲太郎委員長 いや、そんなこと言われずに、そりやもう、ここという意見があつたらぜひお願ひしたいと。柳委員。

◆柳 大地委員 取りあえず出すだけ出して。あと、愛知県の犬山市っていうところが今年全部の中学校に30万円ずつ渡して、子どもたちはこの30万円の使い道を決めるって、主権者教育なんですけど、それがめちゃめちゃ面白くて見てみたいなというのと。あと、経済のほうで、北海道なんんですけど、旭川で、杉村太蔵さんが自分の会社でやってるんですけど、ちっちゃい店舗を十何店舗、もう場所つくっちゃって、そこに新しく事業を始めた人、ばっと入れて、1個の商店街みたいのを新しくつくるみたいな、それで、そこでスタートアップの練習をして店をつくっていくみたいなのはすごく面白そうだな。以上です。

◆石田憲太郎委員長 いろいろ出てまいりました。ほか、ほかありませんか。多ければ多いほど選択肢が多かったら大変助かりますが。

◆長坂則翁委員 農林がない。農林がないじゃない。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 企業誘致の最も大きなTSMCの現地を見たいです。

◆石田憲太郎委員長 熊本ですかね。はい、ちなみに、農林水産関係でこれとかいうのが、心当たりのある方はいらっしゃいますか。

◆石田憲太郎委員長 はい、幾つか出てまいりましたので、北は北海道から南は九州まで出まして。その辺りっていうのは絞っていかないといけないとは思っておりますけども。そうですね、取りあえず今日の時点は。そうはいいながら早く選定をして、相手方のほうにも確認を取って予定を立てないといけませんので。金田委員。

◆金田靖典委員 北海道、熊本ありますけど、効率から考えると愛知から中央線上がって、長野、富山、石川みたいなところのほうが案外効率的にはいろんなものができるかな、ルート的にですよ。となれば、その周辺で何かね、今、言った農林の関係、それから日本海抜ければ水産関係もあるんで、その辺りでちょっと知恵を当たってみようかなと。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 じゃあ、今の金田さんのルートで行ったと、あと、富山であってますか。立山が最近景観をざっと、観光地の景観をそろえていくっていうので、何か最近やってたみたいな。砂丘とか今後、例えば景観そろえるってなったときにいいのかなっていうのと、あとは、これも富山で南砺市っていう市なんんですけど、そこが、ちょっと学校なんんですけど、チーム担任制っていう学年みんなで見ていくっていうのも4、5年やってるので、全市でやってるので、候補としてお願ひします。

◆石田憲太郎委員長 今、御意見もありましたし、比較的中部の辺りから北陸の辺りが多く意見が出てまいりましたかなと思いますので、また次回まででいいんですけども、ちょっと農林の関係のところを、皆さん意識してテーマ探してみていただけたら大変ありがたいなというふうに思います。砂田委員。

◆砂田典男委員 農林関係なんんですけどね、軽井沢の隣にレタス農家があるんです。年間ね、2,000万ぐらい儲けてるらしくてね、この前、沖縄に行ったときに、ちょっとそのグループと知り合いになって名刺交換して、あれは会派で行こうかと言ってたんかな、うん。会派で行けるかどうか分からぬし、そういう民間の施設もあります。多分、あそこ福祉と連携している施設だと思います。

◆石田憲太郎委員長 分かりました。何か名刺交換されてるんでしたら、その辺りの情報、ちょっと事務局のほうにお渡しをして、その辺りも含めて情報として調べてみたいなとは思いますんで。すみません。ちょっと次回までに、またさらにこういうところがあるよというのがあれば、それもお聞かせいただけたらというふうに思いますんで、よろしくお願ひいたします。

じゃあ、以上で全ての日程を終了しましたので、文教経済委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時30分 閉会

## 文教経済委員会・ 予算審査特別委員会 文教経済分科会 日程

日時：令和7年2月27日（木）10:00～  
場所：7階 第2委員会室

**教育委員会** (10:00～)

----- <文教経済委員会> -----

### ◎議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

議案第28号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）【所管に属する部分】

### ◎議案【説明】

議案第49号 鳥取市特別支援学級教育振興基金条例の一部改正について

議案第58号 鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### ◎陳情【質疑・討論・採決】

<新規>

令和7年陳情第5号

私立・国立中学校に通う生徒への通学費補助の拡充についての陳情

### ◎報告

鳥取市市政改革プラン実施計画について

鳥取市人権教育基本方針及び「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」（第2次改訂）について

「校則の見直しに関するガイドライン」について

国指定史跡鳥取城跡「中ノ御門」完成記念開門式について

「さじコスモスの館」の運営・管理について

----- <予算審査特別委員会 文教経済分科会> -----

### ◎議案【説明】

議案第11号 令和7年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】